解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

福岡市西区愛宕浜二丁目三番九―二八〇六号

株式会社春日ビル

代表清算人　坂井　太

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

福岡県福津市久末二三四番地

有限会社緑栄産業

清算人　的場　一

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾七四一番地一

有限会社東尾タクシー

清算人　牛島　久巌

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

熊本市中央区新大江一丁目一六番八号

有限会社サム・プロジェクト

清算人　佐藤　進

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

大分県大分市都町二丁目七番四号

特定非営利活動法人えばの会

清算人　吉本　寛子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年九月一日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十九年二月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル二階二五四号室

医療法人社団ファイト会

清算人　安里　満信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年九月一日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により平成二十九年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

東京都調布市上石原二丁目四四番地四

医療法人社団成真会

清算人　中村　昇

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年三月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

兵庫県豊岡市福成寺八九五番地

福成寺生産森林組合

清算人　小山　幸雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目一〇番五号

関東六県電気工事業厚生年金基金

代表清算人　沼尻　芳治

解散公告（第二回）

当組合は平成二十九年三月三十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四一一番地

（吉見町役場内）

西吉見南部土地区画整理組合

清算人代表　平田　進

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月二十八日開催の理事会の決議並びに長野市長の認可により、平成二十九年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

長野県長野市大字鶴賀六一六番地一

社会福祉法人栗田保育園

清算人　原山　敏一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

大阪府吹田市江坂町一丁目一四番二二号

大阪府電設工業厚生年金基金

代表清算人　寺脇　康祐

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月十九日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

佐賀県鳥栖市原古賀町八二〇番地二九

認可地縁団体原古賀住宅区

清算人　尼寺　学

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月三十日前橋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

群馬県前橋市大手町二丁目一二番一号

前橋市南部拠点西地区土地区画整理組合

代表清算人　青木　章

解散公告（第三回）

当組合は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日に柏市長の認可を受け解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

千葉県柏市中央町二番一号　四階

柏駅東口D街区第一地区市街地再開発組合

代表清算人　坂巻　眞一

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

東京都港区赤坂九丁目六番三〇号ルイマーブル乃木坂内

ルイマーブル乃木坂管理組合法人

清算人　木田二士夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年二月二十四日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

東京都八王子市万町七八番地二三グランシティ八王子公園通り四〇一号

医療法人社団明仁会

清算人　鈴木　昌代